磯村　福松　及川　正二
佐藤徹志郎　高瀬　義雄
高柳　忠夫　土屋　範夫
冨依　充　友田　定次
水田　宏　南出　直志
山本　武男
従六位に叙する（各通）
五十嵐　満　勝木　大輔
松崎　忠夫　松崎　保二
吉田　岬
正七位に叙する（各通）
従七位に叙する（以上三月十日）
（大阪大学名誉教授）
正四位に叙する
石井　信市　菊田　仁
杉山　秀夫　中橋　純一
吉田　一義
従五位に叙する（各通）
宇土　茂　粟原　善明
森本　清一　山内　安之
正六位に叙する（各通）
稲崎　敏行　上杉　幸雄
小笠原佐登治　小笠原昭夫
鈴木　泰輔　畠山　博昭
従六位に叙する（各通）
正七位に叙する
藏元　正則
従七位に叙する（以上三月十一日）
（東京大学名誉教授）
正四位に叙する（各通）
古河　宏一
従五位に叙する
野村　信生
正六位に叙する
安島　孝次
正七位に叙する（各通）（以上三月十二日）
（愛知教育大学名誉教授）従七位
本多　正文
従四位に叙する（各通）
岩瀬　倉二
岩村　昭良
正五位に叙する
川北規矩夫
正六位に叙する
濱田　正廣

紅林　利弘
高橋末次郎
冨樫　栄一
松葉　啓二
村上　宏
松尾　雅水
村井　匡
藏元　正則
久米　昭一
久高　將榮
橋本　義男
廣瀬　守光
大浦　鴻一
塩田　幸信
藤澤　正人
重松　義輝
朝原　力
鈴木　一嘉
松井　正直
古河　宏一
野村　信生
池田　久則
田浦　富哉
松本　清成
渡邉　東
岩佐　平治
中濱　政義
堀内　久一
坂本　修一
中山　竹雄
重吉　邦昭
梅津　英彦
萩村　治夫
本多　正文
岩瀬　倉二
濱田　正廣
川北規矩夫

従七位に叙する（以上三月十三日）
正七位
宮崎　福二
従三位に叙する
（仙台電波工業高等専門学校名誉教授）
正五位に叙する
梅津　英彦
従五位に叙する
櫻井　榮藏
正六位に叙する（各通）
沖村　繁春
山田力之助
従六位に叙する（各通）
正七位に叙する（以上三月十四日）
中山　竹雄
會津　典和
従六位に叙する（三月十七日）
○叙勲
渡邉　孝一
旭日単光章を授ける（三月八日）
永田　等
旭日双光章を授ける
（鳥取県岩美町議会議員）
本田　英樹
宗嶋　功
旭日単光章を授ける（各通）（以上三月九日）
小海　貞二　藤原　茂
旭日単光章を授ける（各通）（三月十日）
岩間　熊三　原　典孝
旭日単光章を授ける（各通）（三月十一日）
小須田清雅
瑞宝小綬章を授ける
石津　勇　氏岡　麟助
下郡　安雄　新　陸夫
橋口　忍　谷内　良一
瑞宝双光章を授ける（各通）
齋藤　好彦
瑞宝単光章を授ける（以上三月八日）
亀井　好彦
瑞宝小綬章を授ける
大澤　功　木村　幸平
成田　義雄　桝本　音春
見汐　昌和　森本　仁
瑞宝双光章を授ける（各通）
岩佐　平治
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月九日）
宇都宮　浩

上田　勝朗　及川　正二　小川　國彦
改田　忠幸　勝木　大輔　紅林　利弘
財前　司一　塩田　吉春　高柳　忠夫
土屋　範夫　冨樫　栄一　利根　昭男
友田　定次　藤澤　勇　松葉　啓二
眞鍋　忠造　水田　宏　南出　直志
瑞宝双光章を授ける（各通）
青島　晃夫　五十嵐　満　藏元　正則
佐藤　雅市　細目　健　松尾　雅水
村井　匡
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月十日）
（大阪大学名誉教授）
久米　昭一
瑞宝中綬章を授ける
朝原　力　稲崎　敏行　中橋　純一
橋本　義男　畠山　博昭　藤澤　正人
瑞宝双光章を授ける（各通）
大西　祐一　笠原　憲一　川内四郎藏
粟原　善明　重松　義輝
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月十一日）
鈴木　一嘉
瑞宝中綬章を授ける
野村　信生　萩村　治夫
瑞宝双光章を授ける（各通）（以上三月十二日）
古河　宏一　本多　正文
瑞宝双光章を授ける
（愛知教育大学名誉教授）
岩瀬　倉二
濱田　正廣
瑞宝小綬章を授ける（各通）
川北規矩夫
瑞宝双光章を授ける（以上三月十三日）
（仙台電波工業高等専門学校名誉教授）
梅津　英彦
瑞宝小綬章を授ける
重吉　邦昭　中山　竹雄
瑞宝双光章を授ける（各通）（以上三月十四日）

皇室事項

認証官任命式

四月十一日午後六時三十五分、宮中において、最高裁判所判事小貫芳信、特命全権大使大塚聖一、同堀江良一及び人事官吉田耕三の認証官任命式が行われた。

御弔電

天皇陛下は、メキシコ国元大統領ミゲル・デラマドリ・ウルタード逝去につき、四月十二日同国大統領閣下へ御弔電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構の中期目標の一部変更について

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条第１項の規定に基づき、厚生労働省所管の独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構が達成すべき業務運営に関する目標を次のとおり変更し、平成24年３月30日に指示したので同項の規定に基づき公表する。

平成24年４月16日

厚生労働大臣　小宮山洋子

前文に次のように加える。

また、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律（平成23年法律第73号）により、機構を独立行政法人地域医療機能推進機構（以下「新機構」という。）へ改組することとなったことを踏まえ、改組に向けた準備を適切に行うこと。

第１中「平成24年９月30日までの７年間」を「平成26年３月31日までの８年６月間」に改める。

第２の３の(1)中「10%」を「18%」に改める。

第２の３の(2)に次のように加える。

さらに、総人件費については、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すこと。

(3)　契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づく取組を着実に実施すること。

(4)　情報保護を徹底するため、情報セキュリティ対策の充実を図ること。

第３の１中「及び厚生年金病院及び船員保険病院」を「、厚生年金病院及び船員保険病院」に改める。

第３の４の次に次のように加える。

５　新機構への改組に向けた準備

新機構への改組に向けて、新機構がその業務を的確に遂行できるよう、必要な準備を適切に行うこと。

附　則

この中期目標の変更は、平成24年４月１日から施行する。